

**参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示**

令和7年1月24日

九州地方整備局長
森田 康夫

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、九州地方整備局管内の公共工事における建設副産物の排出計画・実績、再資源化施設・最終処分場に関する情報、並びに建設発生土の搬出・搬入に係わる情報について、WEB オンラインシステムにより情報をリアルタイムで提供するものである。

建設副産物・建設発生土等の情報は、工事施工時における重要な情報であるため、網羅的に収集され、かつ速やかに提供される必要がある。

このことから、本件の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 概要

(1) 件名 令和7年度 建設副産物・建設発生土情報提供業務

(2) 作業内容

詳細は「令和7年度 建設副産物・建設発生土情報提供業務 説明書」（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

(4) 本業務の参考業務規模：11百万円程度（税込み）を想定している。

3. 目的

本件は、九州地方整備局管内の公共工事における建設副産物の排出計画・実績、再資源化施設・最終処分場に関する情報、並びに建設発生土の搬出・搬入に係わる情報について、WEB オンラインシステムにより情報をリアルタイムで提供することを目的とする。

4. 応募要件

1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ②令和 7・8・9 年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加地域を九州・沖縄地域として申請していること。令和 7・8・9 年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の B 又は C 等級に格付けされた九州沖縄地域の認定を令和 7 年 4 月 1 日時点において受けていること。
一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 6 年 3 月 29 日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。
- ④九州地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1. 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

（ア）子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2. 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更正会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（ア）一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（ウ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3. その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他上記 1 又は 2 と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- ⑥警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2) 技術力に関する要件

以下①及び②の情報を保有、または提供を受けられること。

- ①九州地方整備局が発注する工事の受注者が登録する建設副産物に係わる工事情報（以下「建設副産物情報」という）、公共工事発注機関等※1 及び公共工事発注機関等が発注した工事の受注者が逐次登録した情報※2、九州地方整備局管内の再資源化施設及び最終処分場を運営する業者に関する情報
情報提供に際しては、対象とする工事、再資源化施設及び最終処分場の位置を縮尺変更可能な電子地図上で確認出来る機能を有するものとする。

また、建設副産物情報から建設リサイクル法及び建設副産物実態調査の提出書類が作成できる機能を有するものとする。

- ②九州地方整備局が登録した建設発生土の搬出・搬入に係わる工事情報、土量情報（以下「土量情報等」という）及び公共工事発注機関等が逐次登録した土量情報等※3

情報提供に際しては、対象とする工事を中心に半径 50km の範囲内に存在する、土質・土量・時期等の条件が一致する相手工事を検索出来る機能を有すると共に、対象工事を中心に相手工事の位置を、縮尺変更可能な電子地図上で確認できる機能を有するものとする。

※1 農林水産省九州農政局、九州地方整備局管内の各県政令市及びその地域内の市町村、その他独立行政法人、民間公益事業者

民間公益事業者：電力会社、ガス会社、電気通信系会社、ＪＲ、大手私鉄各社の事業者

ただし、システム契約者に限る。

※2 建設リサイクル報告様式へ記入する建設副産物情報と同等の情報

※3 公共工事土量調査入力システムへ登録した土量情報等と同等の情報

（一財）日本建設情報総合センターが有する建設副産物・建設発生土情報交換システムデータについて、本件を履行するにあたりデータの入手を要する場合は、競争参加に先立ち、あらかじめ当該センターからの提供について書面による了解を得ること。

書面による了解は、参加意思確認書提出時までを得ることを原則とするが、参加意思確認書提出時までには書面による了解を得られない場合は、企画提案書の提出期限までに書面による了解を得ることが必要である。なお、この場合は参加意思確認書提出時に「企画提案書提出期限までには書面による了解を得られる見込みがある」ことが要件となる。

3) 中立性・公平性に関する要件

中立・公平性を保つための規定が社則等に明記され、社員等に周知し厳格に運用していること。

4) 守秘性に関する要件

社内規則等において、守秘義務の遵守及び違反した場合の規定があること。

5) 執行体制に関する要件

システムユーザのためのヘルプデスクを設置し、問い合わせ対応を行う体制を構築すること。また、24時間体制のシステム監視機能を配備してシステム監視を行うとともに、システム障害が発生した場合には、早急に原因調査、復旧作業を行う体制であること。

6) 実績に関する要件

下記に示される同種又は類似の実績について、平成26年度以降から本公示日までに完了した案件（再委託による実績は含まない）において、1件以上の実績を有していなければならない。

① 同種実績：公共事業における建設副産物及び建設発生土に係わる情報をWEBオンラインシステムにより情報提供した実績

② 類似実績：公共事業に係わる情報をWEBオンラインシステムにより情報提供した実績

5. 手続等

(1) 担当部局

① 契約関係

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号
福岡第二合同庁舎7階
九州地方整備局 総務部契約課 購買係（内線 2539）
電話 092-476-3509 F A X 092-476-3459

② 技術関係

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号
福岡第二合同庁舎6階
九州地方整備局 企画部技術管理課 基準第二係（内線 3341）
電話 092-476-3546 F A X 092-476-3465

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年1月24日（金）から令和7年2月12日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時15分から18時00分まで。交付場所は(1)②に同じ。

説明書は交付場所での手交又は電子メールによる。電子メールによる場合は(1)②に問合せを行うこと。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和7年2月13日（木）18時00分まで。提出場所は(1)①に同じ。持参、郵送（書留郵便等記録が残るもの）、F A X（事前に(1)①へ連絡を入れること）すること。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)②に同じ。
- (3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の
提出予定期限：令和7年3月12日（水）18時00分
- (4) 契約日は令和7年度予算が令和7年4月1日までに成立した場合は、4月1日とし、4月2日以降に成立した場合はその成立日とする。
なお、成立日にかかわらず、契約（履行）期間の始期は令和7年4月1日とする。
また暫定予算となった場合、本業務に係わる予算が全額計上されているときは、全体の契約期間の契約とするが、当該予算が全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする、なお、本予算成立後は令和8年3月31日までとする。
- (5) 詳細は説明書による。